

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 4 年 1 1 月 7 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求めている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、父の仕事に影響があり、売上が減少したため、やむを得ず給付金を受給した。給付金が確定申告の所得として計上されたことにより、所得が増加したように見えるが、実際所得は増加した訳ではなくまだまだ低所得の状態である。このような状況の中、重度手当が打ち切られるのでは、何のための給付金や支援金なのか。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和6年 1月31日	諮問
令和6年 6月 5日	審議（第89回第4部会）
令和6年 7月11日	審議（第90回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 状況調査の実施

東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）10条は、知事は必要があると認めたときは、重度手当受給者又は同居の親族に対し、生活状況等の調査を行うことができる」と定め、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号。以下「規則」という。）14条1号は、条例10条の調査は、所得状況届を毎年8月1日から同月末日までの間に提出させることによるものとしている。

(2) 支給要件

ア 条例2条3項は、重度心身障害者の各区分（以下(ア)及び(イ)）に応じ、当該区分に定める者の前年の所得（1月から10月までの月分の重度手当については、前前年の所得とする。）が所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるときは、重度手当は、支給しないこととしている。

(ア) 20歳以上の重度心身障害者 当該重度心身障害者（1号）

(イ) 20歳未満の重度心身障害者 当該重度心身障害者の配偶者又は民法877条1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するもの（2号）

イ 条例2条3項に規定する「規則で定める額」（以下「規則で定める額」という。）について、規則3条は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とするとし、その所得の範囲については、規則4条により、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとされている。

扶養親族等の数	金額
0 人	3, 6 0 4, 0 0 0 円
1 人以上	3, 6 0 4, 0 0 0 円に扶養親族等 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円(所得税法に規定する同一生計 配偶者(7 0 歳以上の者に限る。)又は老人扶養 親族にあつては 1 人につき 4 8 0, 0 0 0 円、 同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養 親族(1 9 歳未満の者に限る。)にあつては 1 人 につき 6 3 0, 0 0 0 円)を加算して得た額

ウ 規則 5 条 1 項は、条例 2 条 3 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法 3 1 3 条 1 項に規定する総所得金額等の額の合計額（条例 2 条 3 項 2 号に規定する者（上記ア・(イ)）にあつては、その合計額から 8 万円を控除して得た額）とすると規定している。

エ 所得の額の計算方法について、規則 5 条 2 項は、同条 1 項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとしている。

(ア) 規則 5 条 1 項に規定する市町村民税につき、地方税法 3 1 4 条の 2 第 1 項 1 号、2 号、4 号若しくは 1 0 号の 2 に規定する控除を受けた者又は同項 3 号に規定する控除を受けた 2 0 歳以上の重度心身障害者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額（1 号）

(イ) 規則 5 条 1 項に規定する市町村民税につき、地方税法 3 1 4 条の 2 第 1 項 6 号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき、2 7 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で地方税法施行令で定めるもの。なお、同施行令 7 条及び 7 条 1 5 の 7 第 2 号は身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である者として記載されている者と規定しており、請求人はこれに該当する。）である場合は、4 0 万円）（2 号）

(規則 5 条 2 項 3 号以下は省略)

(3) 受給資格の消滅

条例 7 条は、受給者が死亡したとき（1 号）、条例 2 条に規定する支給要件を備えなくなったとき（2 号）、重度手当の支給を辞退したとき（3 号）のいずれかに該当するときは、受給資格が消滅するとし、受給者の受給資格が消滅したときは、規則 10 条により、当該受給者であった者に通知することとしている。

なお、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和 48 年 8 月 1 日付 48 民障福第 425 号民生局長決定）第 5・2 は、重度手当は支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給することとしている。

2 本件処分についての検討

まず、本件所得状況届の記載内容をみると、請求人は 20 歳未満の重度心身障害者であることから、所得については同人の扶養義務者である父の所得を確認することとなる（条例 2 条 3 項 2 号。1・(2)・ア・(イ)）。また、父が本件所得状況届により届け出た所得は令和 3 年分であることから、本件所得状況届に基づき支給可否が判定されるのは、令和 4 年 11 月分から令和 5 年 10 月分までの重度手当についてである（1・(2)・ア）。

そして、本件所得状況届によれば、規則 4 条に基づく父の令和 3 年の所得額は 5,736,252 円であり、特別障害者（1・(2)・エ・(イ)）である同一生計配偶者及び扶養親族の数は 1 人で控除額は 400,000 円であること及び配偶者特別控除額は 330,000 円であることがそれぞれ認められる。

本件において重度手当の支給に当たり確認する所得は上述のとおり、条例 2 条 3 項 2 号に該当する父の所得であるところ、条例 2 条 3 項に規定する所得の額は、規則 5 条 1 項に基づき 8 万円を控除し、同条 2 項 1 号に基づき配偶者特別控除額に相当する額を控除し、同項 3 号に基づき規則 5 条 1 項に規定する市町村民税の控除の対象となった障害者の人数に応じた控除をすることから（1・(2)・ウ及びエ）、上記の父の令和 3 年の所得額から 80,000 円、配偶者特別控除 330,000 円及び特別障害者控除 400,000 円をそれぞれ控除した額（控除後の所得額）4,926,252 円が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断に当たり参照すべき所得の額となる。

次に、重度手当が支給される所得上限額（条例 2 条 3 項にいう規則で

定める額。1・(2)・イ)についてみると、請求人の扶養親族等の数は3人であるが、この中に同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)はいずれもないことから3,604,000円に1,140,000円(380,000円×3人分)を加算した4,744,000円が規則で定める額となるところ、父の控除後の所得額4,926,252円は規則で定める額を超えていることが認められる。

そして、処分庁は、令和4年11月分から令和5年10月分までの請求人への重度手当を支給しないこととして資格消滅年月日を令和4年10月31日とする本件処分を行い、規則10条に基づき、請求人に本件処分通知書を送付したことが認められる。

以上によれば、本件処分は上記1の法令の規定に則ってなされたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る給付金により父の所得が増加したのであって、実質的な所得は増加していない旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人に対し令和4年11月分以降の重度手当を支給するに当たっては父の令和3年の所得を参照することとなるところ(1・(2)・ア)、同所得が規則で定める額を超えていると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美